

利用団体各位

国立妙高少年自然の家
所長 水澤 哲

照明及び暖房運転の運用の見直しについて（お願い）

平素より当施設の事業運営について格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、当施設ではこれまで、経費の節減及び地球温暖化防止を図るため、利用団体のみなさまのご協力を賜りながら、外気温に応じた適切な暖房の稼働や、利用者数が一定以下の日における男女入替え制での浴室提供、一部天井照明の間引きなど、各種の省エネ対策を実施してきました。しかし、政府からの運営費交付金が年々削減されていることに加え、昨今の電気代や燃料費、物価等の急激な高騰を受け、このままでは今年度予算の光熱水費が大幅に不足することが見込まれています。

については、エネルギー使用量のより一層の適正化、光熱水費の着実かつ大胆な削減に向けて、当施設内の照明及び暖房運転の運用を下記のとおり変更させていただきますので、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 照明の運用の変更点等

- (1) 自然の家入口から玄関前までの道路沿い及び第二駐車場周辺の外灯の消灯時刻を、2時から20時に、2時間短縮します。
- (2) 宿泊棟や研修室等について、無人となる場合は、引率者の方が必ず消灯し節電にご協力をお願いします。また、研修室等が無人の状態でも照明が点灯している場合、施設職員や警備員等が消灯させていただくことがありますので、予めご了承ください。

2 暖房運転の運用の変更点等

- (1) 夜間の暖房運転終了時刻を22時30分から22時に、30分短縮します。
- (2) 宿泊棟の暖房運転終了時刻を9時から8時に、1時間短縮します。
- (3) 荒天時の活動場所として確保している研修室等（プレイホール、ミーティングルーム等を含む。）について、団体から実際に使用する旨の申し出がない場合は、原則として暖房運転は行わないこととします。荒天時の活動場所の使用が決定し、暖房運転が必要となる場合は、活動時間の1時間前までに事務室へご連絡ください。なお、1時間前を過ぎてからの申し出の場合も暖房運転は可能ですが、研修室等が十分に暖まるまでには、運転開始から1時間程度を要することを予めご了承ください。

3 運用変更開始日

令和6年11月9日（土）

4 その他

- (1) 利用に関してご不明な点、ご心配な点等がありましたら、下記担当までお問合せください。

【本件担当】

国立妙高青少年自然の家 事業推進係
〒949-2235 新潟県妙高市大字関山 6323-2
TEL 0255-82-4321 FAX 0255-82-4325
Mail myoko-ji@niye.go.jp